

第七十一回国会 参議院 災害対策特別委員会 會議録第十号

昭和四十八年七月十三日(金曜日)

午後一時十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 秋山 長造君
理事 古賀雷四郎君
高橋雄之助君
中村 英男君
上林繁次郎君

委員

伊藤 五郎君
梶木 又三君
佐藤 隆君
柴立 芳文君
八木 一郎君
藤井 恒男君
星野 力君
齋藤 邦吉君

國務大臣

厚生大臣

本日の會議に付した案件

○災害対策樹立に関する調査

(小委員長の報告に関する件)

○災害甲申金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律案の起草に関する件)

○委員長(秋山長造君) ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

災害対策樹立に関する調査を議題といたします。まず、桜島等の火山活動による災害及び個人災害等の対策に関する小委員長から、小委員会における調査の経過並びに結果について報告いたしました旨の申し出がありますので、これを許します。佐藤小委員長。

○佐藤隆君 桜島等の火山活動による災害及び個人災害等の対策に関する小委員長報告をいたします。

風水害等の自然災害によりという人命や家財を失った人々に対する救済、いわゆる個人災害救済の対策につきましては、この災害対策特別委員会におきまして、すでに各委員と政府当局との間に熱心なる質疑応答が重ねられてきましたことは御承知のとおりであります。

桜島等の火山活動による災害及び個人災害等の対策に関する小委員会におきましては、私の一応取りまとめました草案を提示いたしますとともに、公明党の上林君及び宮崎君の両君から、すでに発議されております災害見舞金法案との調整、また各党の意見調整をはかり、所要の立法を行なうことと意見が一致し、お手元に配付いたしておりました災害甲申金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律案の草案を決定した次第であります。以下、本案の趣旨及びその内容につきまして、御説明申し上げます。

わが国は、地理的、気象的悪条件に災いされ、年々歳々おびただしい風水害等の自然災害をこうむり、多くのとうとい人命や財産が失われ、かつ、きわめて甚大な被害を受けておりますことはいまさら申すまでもありません。特に局地的な集中豪雨等の多発性という異常気象と相まって、山くずれ、がけくずれといった群発的な災害が激激に増加してきている傾向も見られるのであります。

いわゆる一般災害の対策及び予防につきましては、災害対策基本法をはじめ各種の法律並びに行政運用により対策が講ぜられていくところであります。また、いわゆる個人災害に対する救済措置につきましては、昭和四十七年に市町村災害甲申金補助制度が設けられ、市町村が自然災害によって死亡した者の遺族に対し甲申金を支給する場合には、

その災害甲申金の一部を国が補助するというものでもありますが、これではまだ十分とは言えないのであります。したがって、災害により死亡した者の遺族に対して、甲申のため、市町村が、市町村と都道府県と国との負担のもとに災害甲申金を支給し、また、災害により世帯主が重傷を負い、または住居、家財に相当程度の損害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直しに資するため、市町村が都道府県の原資手当てを得て、災害援護資金を貸し付けることができる制度を講じようとするものであります。

以下、この法律案について、その要旨を申し上げます。まず、この法律における災害の定義であります。暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいうことといたしております。

次に、この法律の二本の柱の一つである災害甲申金の支給についてであります。市町村は、政令で定める災害により死亡した住民の遺族に対し、五十万円の災害甲申金の支給を条例によって実施することができるとし、この市町村の災害甲申金に要する費用につきましては、その最終負担は、市町村と都道府県が四分の一ずつ、国が二分の一ということにいたしております。

もう一本の柱である災害援護資金の貸し付けにつきましては、市町村は、その区域に災害救助法が発動されるべき被害の発生している災害その他の災害により、世帯主が療養一カ月程度以上の負傷をし、あるいは住居、家財に政令で定める相当程度の損害を受けた世帯のうち、その所得が政令で定める一定額未満の世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、五十万円をこえない範囲内で政令で定める額の災害援護資金の貸し付けを条例によって実施することができることとした

しました。この災害援護資金の償還期間につきましては、据え置き期間を含み十年をこえない範囲内で政令で定めることとし、金利につきましては、据え置き期間中は無利子とし、据え置き期間の経過後は年利三厘としております。

また、災害援護資金の原資につきましては、市町村に対しては、国による三分の二の無利子の資金手当てのもとに、都道府県が全額を無利子で貸し付けるものとしております。

最後に、この法律の施行期日は、政令で定める昭和四十九年四月一日以前の日としております。その政令で定める施行の日前に生じた災害から適用することができることを明らかに規定いたしました。

なお、草案の中には数多くの政令があります。災害甲申金の政令で定める災害としては、全国どこかに災害救助法が発動されるべき被害の発生している市町村が一つでもある災害のほか、その程度にまで達しないが、関係知事が厚生大臣と協議して定める災害をいうものとしております。また、災害援護資金の政令で定める災害としては、その市町村の属する都道府県下のどこかに、災害救助法が発動されるべき被害の発生している市町村が一つでもある災害も含めることとしており、また、その貸し付けが受けられる世帯の所得制限の政令で定める額は、全世帯の三分の二程度が貸し付け対象となることを自途として定めることを予定しております。

なお、住居、家財についての政令で定める相当程度の損害としては、浸水の場合を例にとり、家財を移動することができなかった床上浸水以上を予定しております。さらに、災害援護資金の据え置き期間は原則として三年であります。特別の事情のある場合は五年が予定されております。

以上で政令の予定される内容の説明は終わります。

なお、特に、この法律の実施のためには、さきに述べましたように、数多くの政令と、市町村の条例の制定が必要であります。そのための政令がすみやかに準備され、また、この法律の趣旨が徹底し、市町村の実施体制が早急に整備されるよう関係各省の積極的な行政指導を要望いたしますとともに、災害援護資金の返済不能等の措置につきましては、本制度が新しいものであり、その基礎データがありませんので、事務費と合わせて、一応三分の利子でこれをまかなうとの前提で立案いたしてはおりますが、据え置き期間経過後の償還状況等によっては、必要に応じて、立法措置を含めた所要の措置を講ずることとし、市町村財政に過重な負担とならぬよう、関係各省十分協議すべきことを申し添え、小委員長の報告を終わります。

○委員長(秋山長造君) 以上で小委員長からの報告は終わりました。

○委員長(秋山長造君) 次に、災害甲助金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律案起草の件を議題といたします。

本草案の趣旨、内容につきましては、ただいまの小委員長の報告にありましたので説明を省略させていただきます。

本草案に対し質疑、御意見等ございましたら御発言をお願いします。——別に御発言もありませんので、質疑は終局したものと認めます。

本草案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本草案に対する意見を聴取いたします。齋藤厚生大臣、○國務大臣(齋藤邦吉君) ただいまの法律案につきましては、政府としてはやむを得ないものと考

えております。

○委員長(秋山長造君) それでは、本草案を災害甲助金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山長造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山長造君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔参照〕

本日委員会において決定した本委員会提出の法律案は左のとおり。

一、災害甲助金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律案

災害甲助金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 災害甲助金の支給(第三条―第七条)

第三章 災害援護資金の貸付(第八条―第十三条)

災害援護資金について規定するものとする。

第一条 この法律において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

第二章 災害甲助金の支給

第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ)は、条例の定めるところにより、政令で定める災害(以下この章において単に「災害」という。)により死亡した住民の遺族に対し、災害甲助金の支給を行なうことができる。

2 前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く)、子、父母、孫及び祖父母の範囲とする。

3 災害甲助金の額は、死亡者一人当たり五十万円以内とする。

第四条 災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害甲助金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によつて死亡したものと推定する。

(支給の制限)

第五条 災害甲助金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不適当と認められる政令で定める場合には、支給しない。

(非課税)

第六条 租税その他の公課は、災害甲助金として支給を受ける金銭を標準として、課することができない。

(費用の負担)

第七条 都道府県は、災害甲助金に要する費用につき、その四分の三を負担するものとする。

2 国は、前項の規定により都道府県が負担する費用につき、その三分の二を負担するものとする。

第三章 災害援護資金の貸付け

第八条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助の行なわれる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行なうことができる。

一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負債

二 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害

2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、五十万円をこえない範囲内で政令で定める。

3 災害援護資金の償還期間(据置期間を含む。)は、十年をこえない範囲内で政令で定める。

4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセントとする。

(都道府県の貸付け)

第九条 都道府県は、市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))を除く。第十一條第一項を除き、以下同じ。が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。

2 前項の貸付けの償還期間(据置期間を含む。)

は、十一年をこえない範囲内で政令で定める。

(国の貸付け)

第十条 国は、指定都市が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額又は都道府県が前

条第一項の規定により市町村に貸し付ける貸付金の額の三分の二に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、指定都市又は都道府県に貸し付けるものとする。

2 前項の貸付金の償還期間(据置期間を含む。)は、十二年(指定都市に対するものにあつては十一年)をこえない範囲内で政令で定める。
(償還免除)

第十一条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
(貸付金の償還方法)

第十二条 市町村は、都道府県からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、災害援護資金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額(利子及び延滞利子に係る金額を除く。第三項において同じ。)に相当する金額を都道府県に償還するものとする。

2 都道府県は、国からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、前項の規定により貸付金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額の三分の二に相当する金額を国に償還するものとする。

3 指定都市は、国からの貸付金の償還期間の終期前一年までの間は、災害援護資金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還

を受けた金額の三分の二に相当する金額を国に償還するものとする。
(政令への委任)

第十三条 第八条から前条までに規定するもののほか、災害援護資金の貸付方法、貸付条件その他災害援護資金の貸付け(これに係る都道府県及び国の貸付金の貸付けを含む。)に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、政令で定める昭和四十九年四月一日以前の日から施行する。ただし、政令で、この法律の公布の日以後施行の日前に生じた災害から適用することを妨げない。
(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
第十二条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律(昭和四十八年法律第 号)を施行すること。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、おおよそ三十億円の見込みである。

昭和四十八年七月二十五日印刷

昭和四十八年七月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A